

# 1. 総合的な都市防災対策の 推進について

---

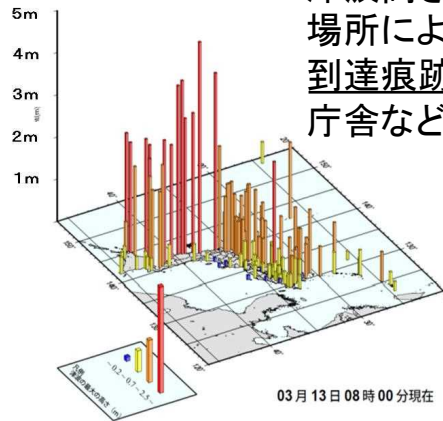
# 1. 大規模災害に対する危機意識の高まり ～大規模地震の被害想定～

東日本大震災以後、全国的に都市防災に関する意識の高まりが見られるほか、南海トラフ地震や首都直下地震など切迫性の高い大規模地震災害に対する対策は喫緊の課題。

## ＜東日本大震災の教訓＞

### ■ 津波被害

東日本沿岸部で、津波高さは8～10m 場所によっては30m超の到達痕跡あり 庁舎など防災拠点施設の被災



大規模災害による津波想定区域では迅速な避難環境の整備が急務

### ■ 宅地被害



宅地の液状化被害

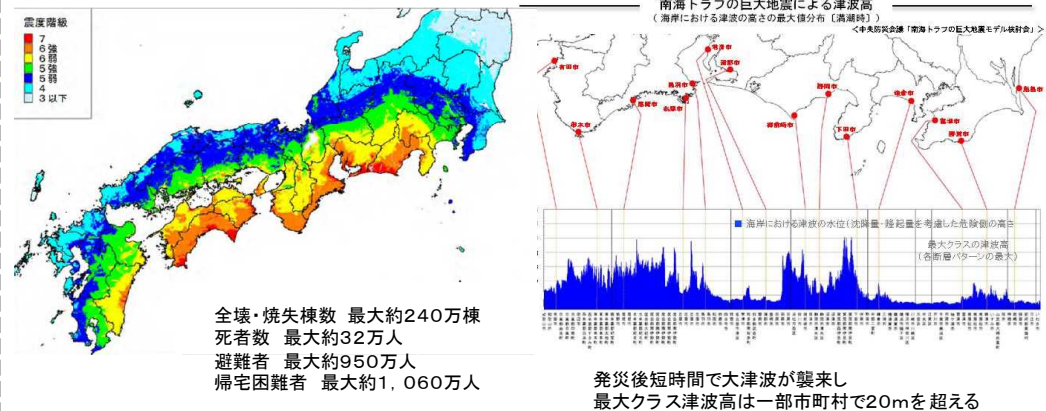


造成宅地の滑動崩落

### ■ 各種インフラ施設の被害

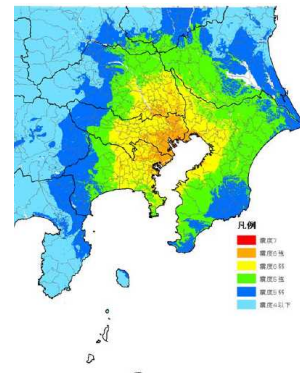
### ■ 大量の帰宅困難者の発生

## ＜南海トラフ地震の被害想定＞



出典：南海トラフ巨大地震の被害想定(第二次報告)(平成25年3月、中央防災会議防災対策推進検討会議南海トラフ巨大地震対策WG)等

## ＜首都直下地震の被害想定＞



都区部直下地震

\* 東京湾内の津波は小さい(1m以下)

建物：木造住宅を中心に多くの建物が損壊する。

火災：火災が同時に多発し、延焼が2日程度続く。

【都心南部直下地震】M7.3

被害想定(最大値、未対策(現状))

- 全壊・焼失家屋：最大約 61万棟
- 死者：最大約 2.3万人
- 要救助者：最大約 7.2万人
- 被害額：約 95兆円

電力：5割の地域で停電が発生し、最悪の場合、1週間以上回復しない。

電話：携帯電話を含め不通の状態が1日程度続き、停電が長期化すると携帯電話の使用も不安定となる。

道路：主要道路の開通には少なくとも1日～2日を要する。一般道はガレキによる不通区間が大量に発生、復旧には1カ月以上を要する

鉄道：運転再開には、地下鉄で1週間、JRや私鉄では1カ月程度を要する。

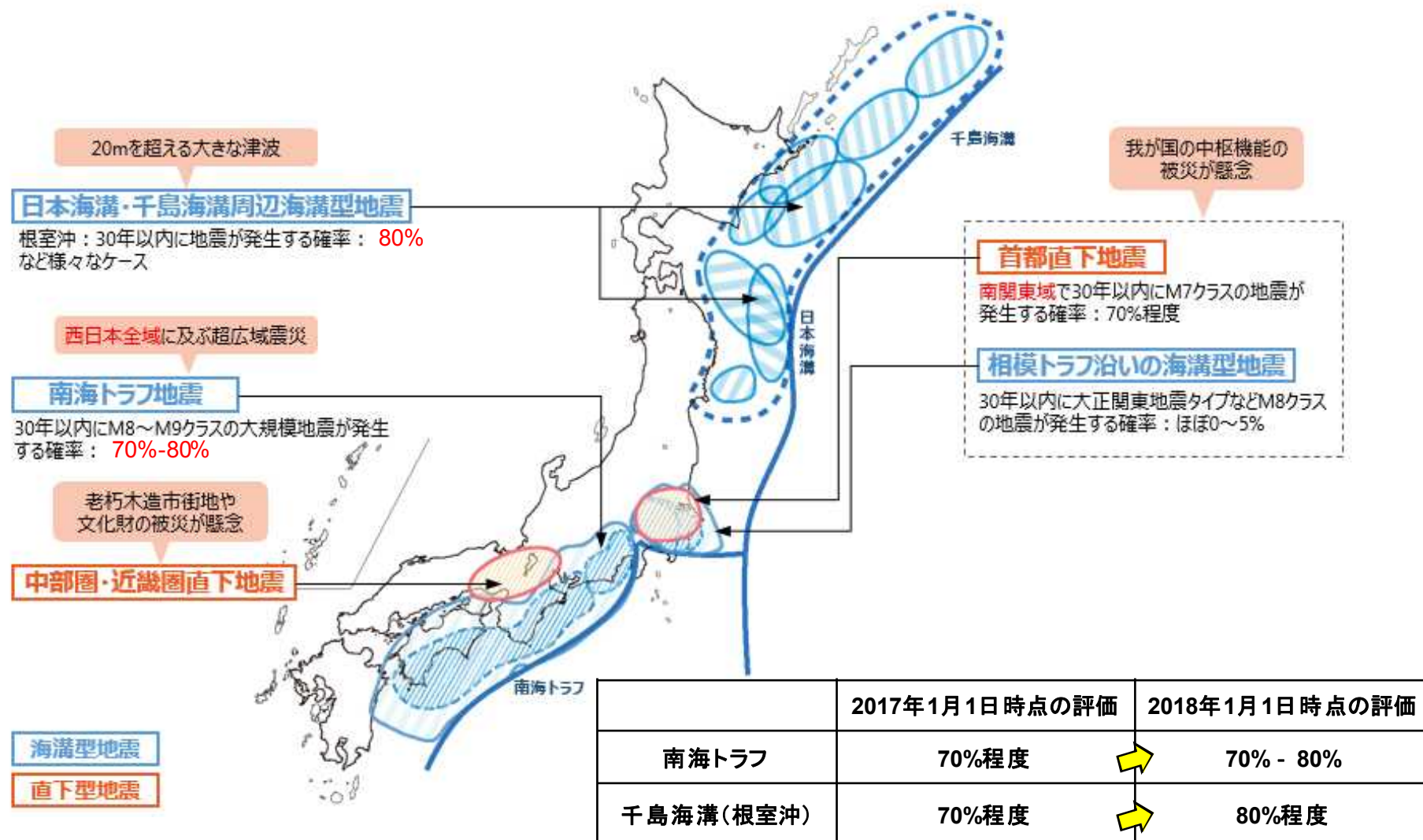
震度分布(都心南部直下地震)

※冬、夕方 風速8m/秒のケース (要救助者の最大は冬、深夜のケース)

出典：首都直下地震の被害想定と対策について(最終報告)(平成25年12月、中央防災会議防災対策推進検討会議首都直下地震対策WG)

# 1. 大規模災害に対する危機意識の高まり ~想定される大規模地震~

地震調査研究推進本部地震調査委員会は、「千島海溝」で今後、東日本大震災のようなマグニチュード(M)8.8程度以上の超巨大地震の発生確率が30年以内で7~40%とする長期評価を初めて公表(平成29年12月)  
 また、南海トラフ沿いや千島海溝(根室沖)における巨大地震が30年以内に発生する確率についても、昨年よりわずかに上がったとの評価も公表(平成30年2月)



# 1. 大規模災害に対する危機意識の高まり ~平成29年に発生した主な水害~

○7月5日の昼頃から夜にかけて九州北部の福岡県から大分県にかけて強い雨域がかかり、短時間に記録的な雨量を観測。国管理河川及び県管理河川において浸水被害が発生。また、多数の斜面崩壊により、流木による被害や河道閉塞等が発生。

○7月22日からの活発な梅雨前線の影響で、秋田県で非常に激しい雨が降り、累加雨量は多いところで300ミリを超える大雨となり、国管理河川及び県管理河川において浸水被害が発生。また、8月24日からの大雨においても、秋田県等で24時間降水量が多いところで200mmを超え、浸水被害が発生。短期間のうちに2度の浸水被害が発生。

○9月に発生した台風第18号は9月17日に鹿児島県に上陸し、暴風域を伴ったまま日本列島に沿って北上。宮崎県宮崎市田野では、降り始めからの降水量が618.5ミリを観測。台風第18号及び前線による大雨により、国管理河川及び県管理河川において浸水被害が発生。

## 平成29年7月九州北部豪雨



堤防決壊(桂川右岸)  
福岡県朝倉市



JR久大本線の鉄道橋流出  
大分県日田市



流木による被害(赤谷川、小河内川合流付近)  
福岡県朝倉市



大規模な地すべりによる河道閉塞(小野川)  
大分県日田市

死者 36名<sup>※1</sup>  
行方不明者 5名<sup>※1</sup>  
家屋浸水 2,568戸<sup>※2</sup>

<sup>※1</sup> H29.8.21 15:30時点 内閣府情報  
<sup>※2</sup> H29.8.31 15:00時点 国土交通省情報



## 7月22日からの梅雨前線に伴う大雨



雄物川における出水の状況  
秋田県大仙市  
家屋浸水 2,234戸<sup>※1</sup>

<sup>※1</sup>H29.9.1 15:00時点 国土交通省情報

## 8月24日からの大雨



雄物川における出水の状況  
秋田県大仙市  
家屋浸水 41戸<sup>※1</sup>

<sup>※1</sup>H29.8.28 17:00時点 国土交通省情報

## 台風第18号



後志利別川における出水の状況  
北海道今金町

死者 5名<sup>※1</sup>  
家屋浸水 534戸<sup>※2</sup>

<sup>※1</sup> H29.9.22 18:00時点 内閣府情報  
<sup>※2</sup> H29.9.22 16:00時点 国土交通省情報

一般社団法人全日本建設技術協会  
平成29年11月16日 第637回建設技術講習会資料より作成

# 1. 大規模災害に対する危機意識の高まり ～平成29年7月九州北部豪雨～

- 平成29年7月5日、昼頃から夜にかけて九州北部で局地的に非常に激しい雨が降り、福岡県・大分県に九州地方では初めての大雨特別警報が発表された。気象庁のレーダー解析(24時間解析雨量)では、福岡県朝倉市で約1,000mm、大分県 日田市で約600mmの記録的な豪雨となった。
- この記録的な大雨により、福岡県、大分県の両県では、死者40名、行方不明者2名の人的被害の他、多くの家屋の全半壊や床上浸水など、甚大な被害が発生した。
- 避難指示(緊急)は最大で182,425世帯・440,667人、避難勧告は最大で109,663世帯・267,309人に発令された。またJR久大線の花月川橋梁が流出するなどライフラインにも甚大な被害が発生した。

平成29年6月30日からの梅雨前線に伴う大雨及び台風第3号の被害状況及び消防機関等の対応状況等について(第75報)より作成  
 ※速報値であるため、数値等は今後変わることもあります

赤谷川、小河内川、乙石川合流点付近における流木による被害(福岡県朝倉市)



平成29年7月九州北部豪雨による土砂災害の概要<速報版>Vol.6

家屋被害と流木(福岡県朝倉市)



平成29年7月九州北部豪雨の被害状況と対応等についてより作成

筑後川水系花見川



梅雨前線に伴う平成29年7月5日出水について(第1報)より作成

## 2. 防災・減災対策としての津波対策(防災まちづくりにおける今後の重点課題) 国土交通省

### ①津波避難対策

南海トラフ地震の想定では津波により死者が約23万人※発生する可能性がある」と推計されている。  
避難困難地域の解消に向けて津波避難困難者対策(津波避難タワー等の整備)を推進。

<避難困難者の解消に向けた取り組みイメージ>

※「南海トラフ巨大地震の被害想定について(第一次報告)」  
(平成24年8月29日 中央防災会議 防災対策推進検討会議 南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ)  
の東海地方が大きく被災するケースの場合であり、諸条件により推計値は異なる。

津波避難タワー等への避難者数  
約1万人/年?

都市防災総合推進事業等

- ・津波避難タワー
- ・津波避難ビル(外付け階段)
- ・避難地、避難路 の整備
- 避難行動の啓発、訓練

津波による死者想定  
約23万人※

海岸事業・河川事業

- ・津波防護施設等の整備

移転促進

### 津波避難対策

- ▶ 都市公園事業、街路事業、都市防災総合推進事業等により、避難地、避難路、津波避難タワー等の整備を推進。
- ▶ 地方公共団体による津波避難ビル等の指定。(平成25年12月時点 37都道府県で10,358棟を指定)
- ▶ ハザードマップ等による地域住民への危険性の周知。

高台に避難するための避難路・避難階段の整備  
(新潟県糸魚川市)



津波避難タワーの整備  
(高知県四万十市)



津波防災マップの作成  
(大阪府貝塚市)



### ②津波防災拠点の整備

#### 事業概要

南海トラフ巨大地震の津波により甚大な被害が想定される地域において、都市計画法に基づく一団地の津波防災拠点市街地形成施設の枠組みを活用し、災害時の都市の公共公益機能の維持に向けた拠点市街地の整備を支援する(防災・安全交付金)。

#### 交付対象

- ① 計画策定支援に要する費用 : 計画策定費、コーディネート費
- ② 公共施設等整備 : 地区公共施設整備、津波防災拠点施設整備  
(道路、公園等) (災害時の活動拠点となる地域防災センター等)
- ③ 用地取得造成 : 津波防災拠点のために必要な地区公共施設、公益的施設の用地取得造成  
(道路、公園等) (教育施設、医療施設等)

#### 施行地区要件

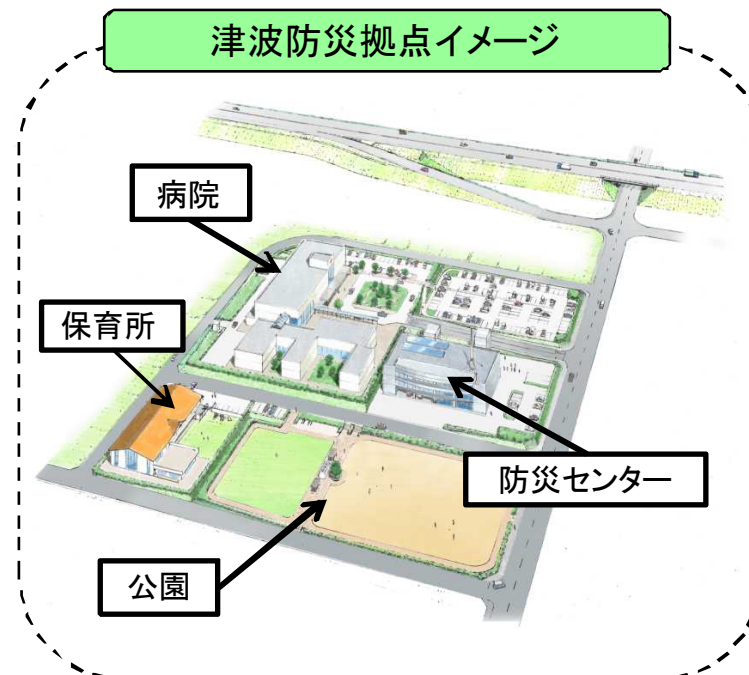
次の要件を全て満たす一団地の津波防災拠点市街地形成施設

- ・南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定地域内であること。
- ・津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波災害特別警戒区域の指定地域を有する市町村の区域内であること。
- ・津波防災地域づくりに関する法律に基づく推進計画に定められていること。

(推進計画に都市のコンパクト化の方針が記載されており、拠点整備の計画が都市のコンパクト化の方針と齟齬がないもの。)

※原則として1市町村あたり2地区まで、国費支援の面積上限は1地区あたり5ヘクタールまでとする。

#### 津波防災拠点イメージ



交付金事業者

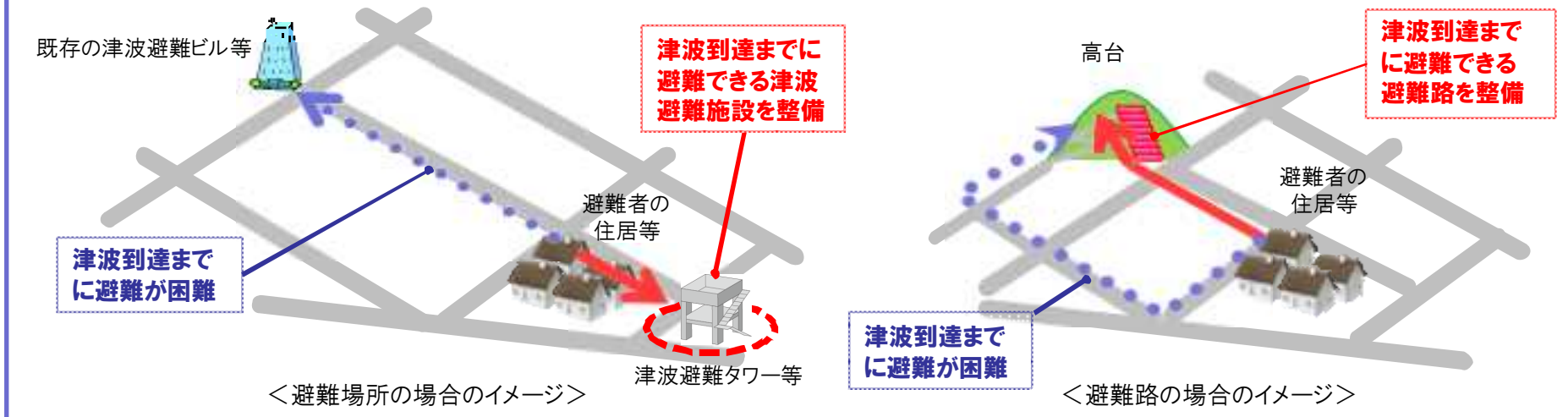
地方公共団体

基礎額

1/2

### ③都市防災総合推進事業(南海トラフ地震対策特別措置法の特例)

・南海トラフ地震による津波発生に備え、津波からの迅速かつ円滑な避難のために必要な避難場所、避難路の整備について、防災・安全交付金(都市防災総合推進事業)の交付率を1/2から2/3に嵩上げ



#### 《対象要件》

津波避難対策特別強化地域(南海トラフ特措法第10条)において、津波避難対策緊急事業計画(南海トラフ特措法第12条)に基づき実施される事業で、以下の全ての要件(国土交通省告示第412号)を満たすものが対象となる。

- 一 市町村が作成する津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第10条第1項に規定する推進計画その他の津波からの居住者等(居住者、滞在者その他の者をいう。以下同じ。)の迅速かつ円滑な避難の確保のための施策を総合的に推進するための計画(第四号において「津波避難計画」という。)に当該事業に関する事項が記載されていること。
- 二 居住者等の南海トラフ地震に伴い発生する津波からの迅速かつ円滑な避難の確保を主たる目的とするものであること。
- 三 津波からの迅速かつ円滑な避難の用に供する避難場所(一時的な避難の用に供するものに限る。)又は当該避難場所までの避難の用に供する避難経路を整備するものであること。
- 四 前号に規定する避難場所又は避難経路の整備が十分に行われていないため居住者等の南海トラフ地震に伴い発生する津波からの迅速かつ円滑な避難を確保することができないと認められる地区であって市町村が作成する津波避難計画において防災訓練、地震防災上必要な教育及び広報その他の津波からの居住者等の迅速かつ円滑な避難に資する施策を講ずることが定められている地区の居住者等の津波からの避難の用に供するものであること。

南海トラフ地震による津波から人命を守るために不可欠な避難路・避難場所の迅速な整備が図られる



④防災集団移転促進事業(南海トラフ地震対策特別措置法の特例)

【目的】

住民の生命等を災害から保護するため、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進することを目的として、地方公共団体に対し事業費の一部補助を行い、防災のための集団移転の促進を図る。

【事業計画の策定等】

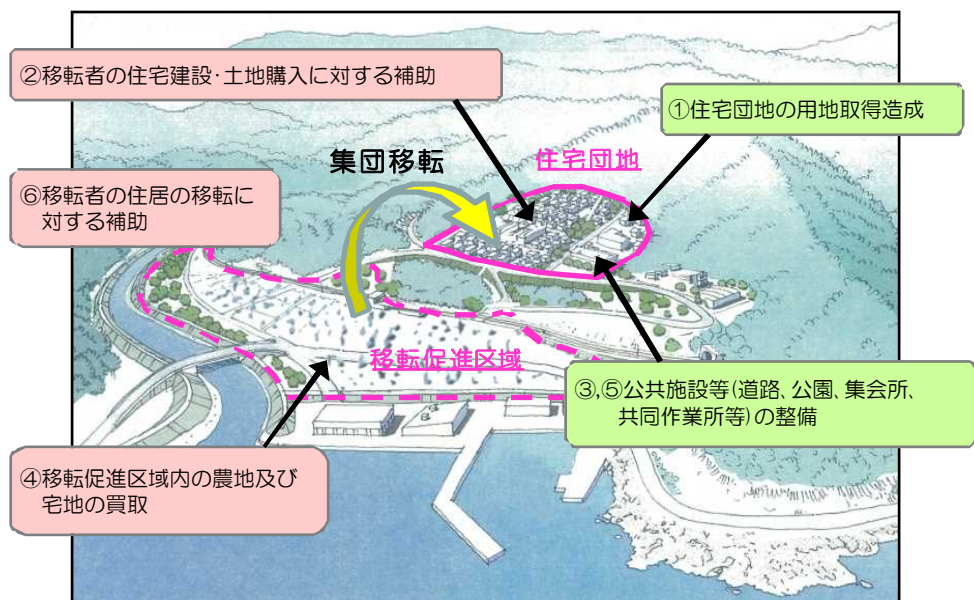
市町村は、移転促進区域の設定、住宅団地の整備、移転者に対する助成等について、国土交通大臣に協議し、集団移転促進事業計画を定める。

移転促進区域

住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため住居の集団移転を促進することが適当であると認められる区域  
 ※事業区域を建築基準法第39条の災害危険区域として建築禁止である旨を条例で定める。

住宅団地の規模

10戸以上(移転しようとする住居の数が20戸を超える場合には、その半数以上の戸数)の規模であることが必要



国庫補助の対象となる経費

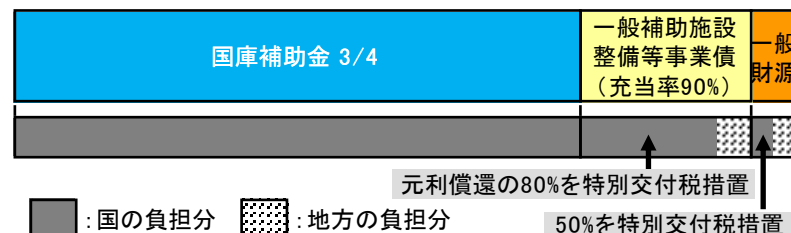
(朱書きは南海トラフ特別措置法における拡充内容)

- ① 住宅団地(住居の移転に関連して移転が必要と認められる要配慮者施設を含む)の用地取得及び造成に要する費用  
※分譲する場合は分譲価格(市場価格)を超える部分を補助対象化
- ② 移転者の住宅建設・土地購入に対する補助に要する経費  
(借入金の利子相当額)
- ③ 住宅団地に係る道路、飲用水供給施設、集会施設等の公共施設の整備に要する費用
- ④ 移転促進区域内の農地及び宅地の買取に要する費用  
(当該移転促進区域内のすべての住宅の用に供する土地を買取する場合に限る)
- ⑤ 移転者の住居の移転に関連して必要と認められる作業所等の整備に要する費用
- ⑥ 移転者の住居の移転経費(引っ越し費用等)に対する補助に要する経費

地方財政措置

- 1) 地方負担分については一般補助施設整備等事業債の対象(充当率90%)。その元利償還金の80%を特別交付税措置。
- 2) 一般財源分についても50%を特別交付税措置。

補助と地方財政措置をあわせて約94%が国の負担



### ④防災集団移転促進事業(南海トラフ地震対策特別措置法の特例)

#### ▶南海トラフ地震対策特別措置法に基づく集団移転促進事業について

##### 通常に比べ拡充されている事項

- 南海トラフ地震対策特別措置法第16条に規定する特例を受けて実施される集団移転促進事業の補助対象経費について、以下の事項を拡充
  - 住居の移転に関連して移転が必要と認められる要配慮者施設（高齢者、障害者、乳幼児、児童、生徒その他迅速な避難の確保を図るため特に配慮を必要とする者が利用する施設）の敷地の用地取得及び造成（関連する公共施設整備を含む。）以下同じ。）に要する経費を補助対象化
  - 当該要配慮者施設の敷地の用地取得及び造成に要する経費を現行の補助限度額に追加
- 住宅団地（要配慮者施設含む）の用地を譲渡する場合における、当該住宅団地の用地取得及び造成に要する経費が当該住宅団地の用地の譲渡対価を超える場合の差額を補助対象化
- 要配慮者施設に関連する住居（以下、「関連住居」）が多数存在していることなどにより、関連住居等の移転を1つの集団移転促進事業で実施することが困難な場合は、「関連住居等の移転に関する計画（全体計画）」を集団移転促進事業計画と併せて提出することで、合意形成が図られた地区から順次段階的に集団移転促進事業を実施する、集団移転促進事業の弾力的な運用が可能

##### 要件

- 要配慮者施設の用に供する土地の取得及び造成を行う場合においては、
  - 要配慮者施設の用に供する土地の面積は当該要配慮者施設の移転前の土地の面積と同等の面積を上限とすること
  - 要配慮者施設の用に供する土地については、当該土地の取得及び造成後に要配慮者施設の所有者又は管理者に譲渡することを基本とすること等が要件

##### 留意点

- 拡充内容の活用にあたっては南海トラフ地震対策特別措置法に基づく津波避難対策緊急事業計画に防災集団移転促進事業を記載する必要がありますが、この場合、あわせて防集法第3条に基づく防災集団移転促進事業計画を策定する必要があり、手続きを並行して進めることが必要

### 3. 防災・減災対策としての地震対策(防災まちづくりにおける今後の重点課題) 国土交通省

#### ① 密集市街地の早期改善(現状と取り組み)

○地震時等に著しく危険な密集市街地約6,000ha(※)について、平成32年度までに最低限の安全性を確保しおおむね解消することを目標に(住生活基本計画(全国計画)、平成23年3月閣議決定)、密集市街地の計画的改善を推進。

※密集市街地のうち、延焼危険性や避難困難性が特に高く、地震時等において、大規模な火災の可能性、あるいは道路閉塞による地区外への避難経路の喪失の可能性があり、生命・財産の安全性の確保が著しく困難で、重点的改善が必要な密集市街地。全国で5,745ha(H24年10月公表)

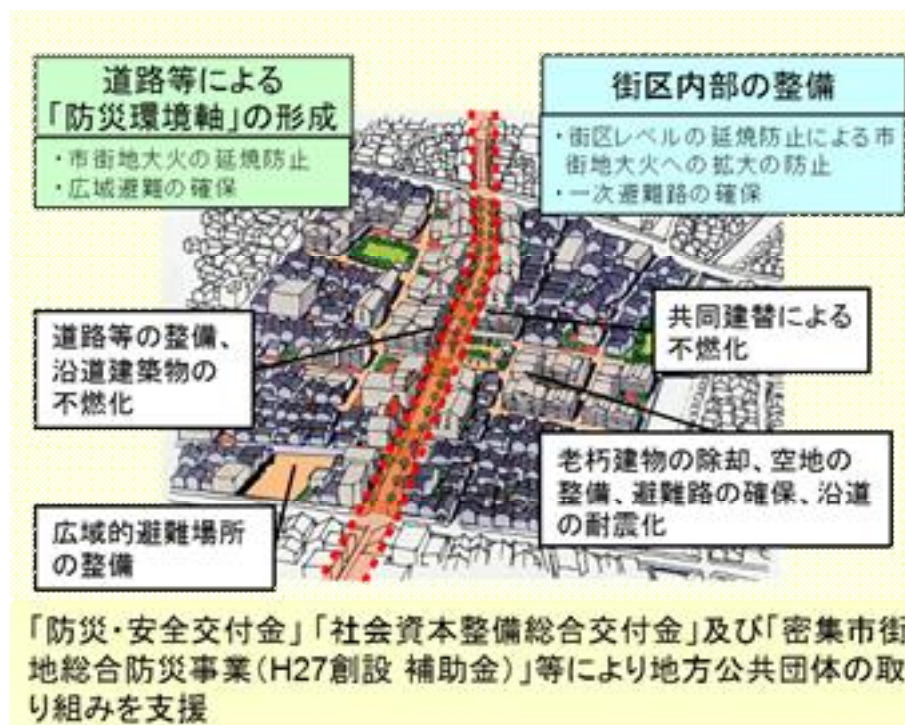
○平成28年3月に改訂された住生活基本計画(全国計画)においても、平成32年度までにおおむね解消する目標を継続。

○平成28年度末までに1,706haについて最低限の安全性が確保され、地震時等に著しく危険な密集市街地は4,039ha。

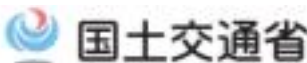
【地震時等に著しく危険な密集市街地(H24年10月公表)】

都府県	市区町村	面積	面積 (H27年度末)	面積 (H28年度末)
埼玉県	川口市	54ha	54ha	54ha
千葉県	浦安市	9ha	8ha	8ha
東京都	文京区、台東区、墨田区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、豊島区、北区、荒川区、足立区	1,683ha	1,036ha	824ha
神奈川県	横浜市、川崎市	690ha	57ha	57ha
愛知県	名古屋市、安城市	104ha	104ha	104ha
滋賀県	大津市	10ha	10ha	10ha
京都府	京都市、向日市	362ha	362ha	362ha
大阪府	大阪市、堺市、豊中市、守口市、門真市、寝屋川市、東大阪市	2,248ha	2,248ha	2,248ha
兵庫県	神戸市	225ha	199ha	199ha
和歌山県	橋本市、かつらぎ町	13ha	13ha	1ha
徳島県	鳴門市、美波町、牟岐町	30ha	30ha	26ha
香川県	丸亀市	3ha	3ha	3ha
愛媛県	宇和島市	4ha	0ha	0ha
高知県	高知市	22ha	22ha	22ha
長崎県	長崎市	262ha	262ha	120ha
大分県	大分市	26ha	26ha	0ha
沖縄県	嘉手納町	2ha	2ha	2ha
合計	41市区町	5,745ha	4,435ha	4,039ha

【計画的改善に向けた取り組み】



### 3. 防災・減災対策としての地震対策(防災まちづくりにおける今後の重点課題)



#### ① 密集市街地の早期改善(取り組み経緯)

阪神・淡路大震災を教訓として密集市街地の安全性向上のための取り組みが本格化

密集市街地 約25,000ha

\* 住宅密度、延焼危険性、幅員4m以上道路へ接道している宅地率などで推計

重点密集市街地  
約8,000ha

#### 都市再生プロジェクト【第3次決定(H13.12)】

地震時に大きな被害が想定される危険な密集市街地(東京、大阪各々約6,000ha、全国で約25,000ha)について、特に大火の可能性が高い危険な市街地(全国約8,000ha)を対象に重点整備し、平成23年度末までに最低限の安全性を確保する。  
※最低限の安全性:不燃領域率40%以上又は木防率2/3未満

推進

「社会資本整備重点計画」への位置付け (H15)

「住生活基本計画(全国計画)」への位置付け (H18)

平成21年度末 約38%の進捗

地方公共団体の意見等も踏まえ、従来の「延焼危険性」に加え、「避難困難性」をあわせて考慮した新たな指標を設定し、目標と区域を見直し

新たな重点密集市街地  
約6,000ha

#### 「住生活基本計画(全国計画)」の全部変更 (H23.3)

地震時等に著しく危険な密集市街地の面積約6,000haを平成32年度(2020年度)までに概ね解消する。

#### 「地震時等に著しく危険な密集市街地」の公表 (H24.10)

全国の17都府県・41市区町において、合計197地区、5,745ha存在

平成27年度末速報  
約4,450ha

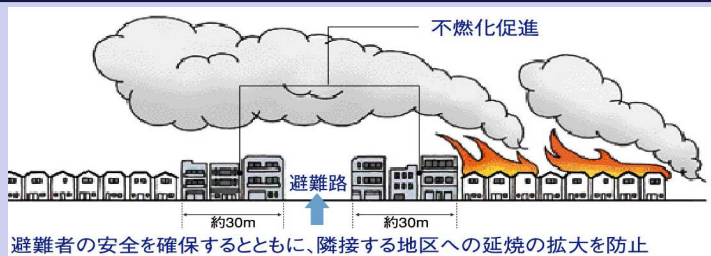
#### 新たな「住生活基本計画(全国計画)」(H28.3)

地震時等に著しく危険な密集市街地の面積約4,450haを平成32年度(2020年度)までに概ね解消する。

① 密集市街地の早期改善(延焼遮断帯の形成)

延焼遮断帯の形成

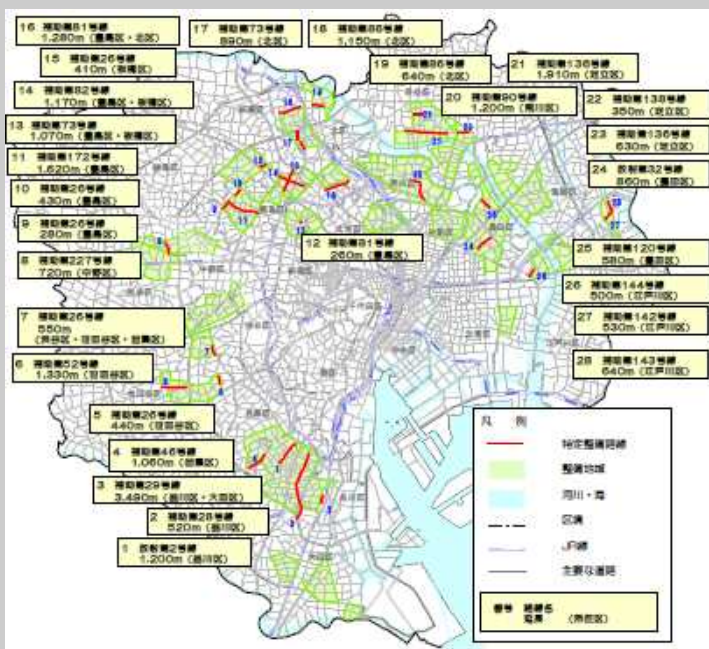
都市計画道路の整備や沿道建築物の不燃化により、街区間の延焼を防止する延焼遮断帯を整備する。



都市計画道路の整備

○ 特定整備路線の整備(東京都)

東京都では、木造住宅密集市街地の整備地域(約6,900ha)において、延焼遮断帯となる主要な都市計画道路(特定整備路線) **28区間(延長約25km)** を指定し、2020年度までに **重点的に整備** を行う。



沿道建築物の不燃化

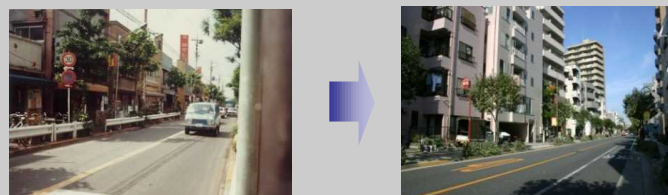
○ 都市防災不燃化促進(都市防災総合推進事業)

地方公共団体が指定する **不燃化促進区域** において、  
 ・建築物の **除却費・補償費**、耐火・準耐火建築物の **建築費への助成**(交付率1/2)  
 ・現況調査、住民意向調査、地区整備の基本方針・事業計画の作成等(交付率1/3) **を支援** する。

<主な交付条件>

	避難地・避難路等に係るもの(地域防災計画などの都市防災に関する計画に位置付けられたもの)	特定地区防災施設*に係るもの(※密集法 § 32)
土地利用	防火地域(準じる規制地域を含む)、特定防災街区整備地区	防災街区
<b>不燃化促進区域の範囲</b>	避難地 : 周辺120m 避難路 : 沿道30m 面積要件: 概ね1.5ha以上	沿道1宅地分 面積要件: なし
高さ制限	7m以上(例外あり)	5m以上

<不燃化のイメージ>



① 密集市街地の早期改善(地区の不燃化と閉塞の解消)

地区の不燃化と閉塞の解消

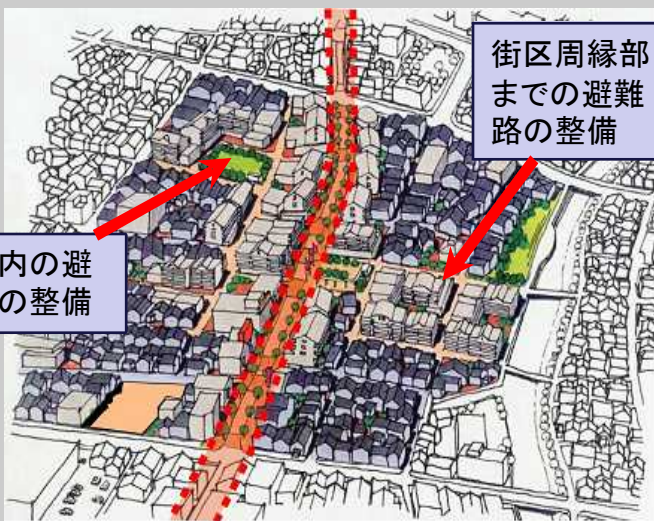
街区内建築物の不燃化や避難地・避難路の整備により、街区内の延焼防止や避難経路の確保を図る。

避難地・避難路の整備

○ 避難地・避難路等の整備(都市防災総合推進事業)

街区内の公園などの避難地やこれらの避難地や街区周縁部までの避難路の整備を支援する。

(交付率1/2等)



街区内の避難地の整備

街区周縁部までの避難路の整備

< 避難路整備のイメージ >

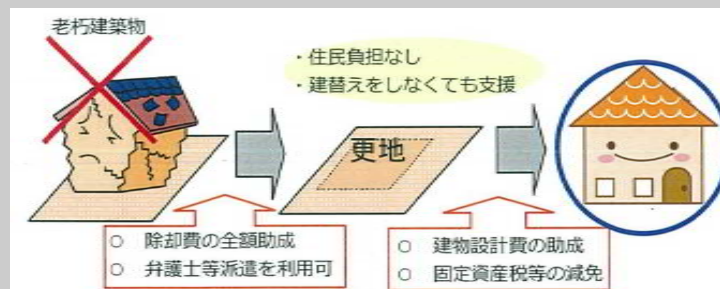


街区内の建築物の不燃化

○ 不燃化特区制度(東京都)

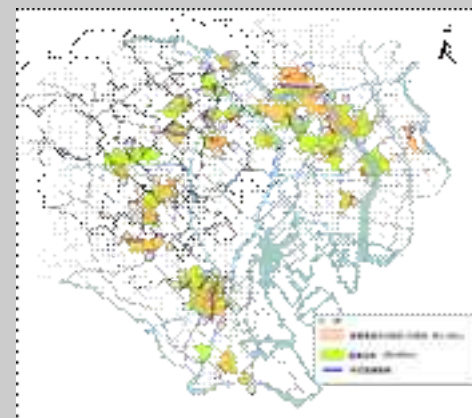
東京都では、木造住宅密集市街地の整備地域(約6,900ha)において、区からの提案を受け、不燃化助成の上乗せ、都税の減免など特別な支援を行っている。

< 不燃化に係る支援 >



< 不燃化特区の指定 >

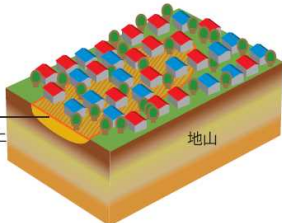
区からの提案に基づき53地区(約3,100ha)が事業実施中。不燃化特区制度の実施により、まちの不燃化を促進。



② 宅地防災対策(大規模盛土造成地滑動崩落対策)

○大規模盛土造成地とは

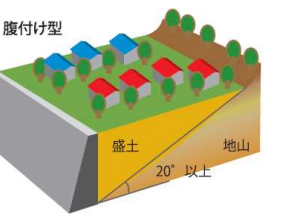
①盛土の面積が **3,000㎡以上**  
谷埋め型



盛土 3,000㎡以上 地山

②盛土する前の地盤面の水平面に対する角度が **20度以上**で、かつ、盛土の高さが **5m以上**

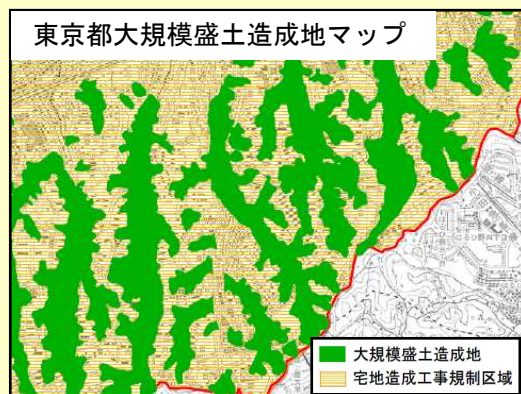
腹付け型



5m以上 盛土 地山 20°以上

○大規模盛土造成地の変動予測調査

大規模盛土造成地マップ等の作成による住民への情報提供のための調査や、対策工事箇所の特典につながる調査に要する費用の一部を補助(補助率1/3)



第一次スクリーニング

宅地造成前後の地形図などから盛土造成地の位置及び規模を把握し、大規模盛土造成地を抽出する

大規模盛土造成地マップの作成・公表

第一次スクリーニングの結果に基づいて、大規模盛土造成地の位置や規模を示したマップを作成・公表

第二次スクリーニング計画の作成

滑動崩落の危険性などから第二次スクリーニングの優先度を判定する

第二次スクリーニング

現地踏査や安定計算により滑動崩落のおそれ大きい大規模盛土造成地を抽出する。

○変動予測調査の調査結果の公表状況 (H29.10.1現在)

	市区町村数	割合
全市区町村	1,741	100.0%
<b>大規模盛土造成地の有無等について公表</b>	<b>964</b>	<b>55.4%</b>
大規模盛土造成地が存在しない旨の公表	556	31.9%
大規模盛土造成地マップの公表	408	23.4%

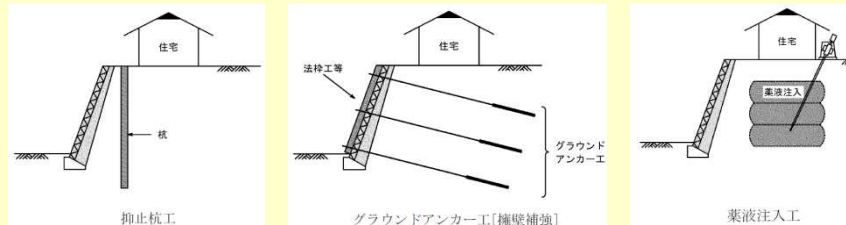
(参考)

	市区町村数	割合
第一次スクリーニング完了	1,088	62.5%
大規模盛土造成地の有無等について公表	964	55.4%
調査結果未公表	124	7.1%

第一次スクリーニング結果(大規模盛土造成地マップ等)の公表率を **平成32年度までに約70%**とすることを目標としている。

○大規模盛土造成地滑動崩落防止事業

大地震時等に一定の要件を満たす大規模盛土造成地が滑動崩落することを防止するために行われる事業に要する費用の一部を補助(補助率1/4(公益性の高さ等が認められるものについては1/3))







# 4. 安全な都市づくりのあり方

総合的防災都市づくり

## 災害に強い都市の構築

**被害を防ぎ、業務の継続性を有した都市の構築**

- ・建物の耐震化、不燃化
- ・安全な場所への移転・誘導
- ・被災時の機能確保(BCD等)
- ・地下街の安全確保 等

⇒建物や施設を強靱なものに

## 被災時の円滑な避難

**被害発生を想定した上で、被害を最小限に抑えるため、避難のための総合的対策を実施**

- ・避難地、避難路の整備
- ・帰宅困難者対策
- ・避難システムの構築 等

⇒円滑な避難の工夫

## 被災後の緊急対応

**被災直後から、緊急的に対応する。**

・災害時の応急危険度判定の円滑な実施

・災害時に活用可能な土地の確保(都市公園など)

・物資調達ルート of 2 系統化

等

⇒事前に準備をしておくことが必要。

・リモートセンシング等の新技術の活用検討

・応援職員の受入・派遣の事前調整

等

## 復興対策

**迅速かつ的確に復旧・復興を進める**

⇒復興まちづくりは困難を極めることから、事前準備が重要

・復興体制の事前検討

・復興手順の事前検討

・復興訓練の実施

・基礎データの事前整理、分析

・復興における目標等の事前検討

・事前復興計画の作成

等

## 4.(1) 防災を考慮した都市づくりについて

- 適切な災害リスク評価に基づいた都市計画となっていない場合が多い。
- そのため、様々な災害リスク情報を把握し、それらの情報に基づき対策を検討・実施することが重要。
- この際、防災担当部局を始めとして、多様な主体と協働することが重要。

### ■都市がかかえるさまざまな災害リスク

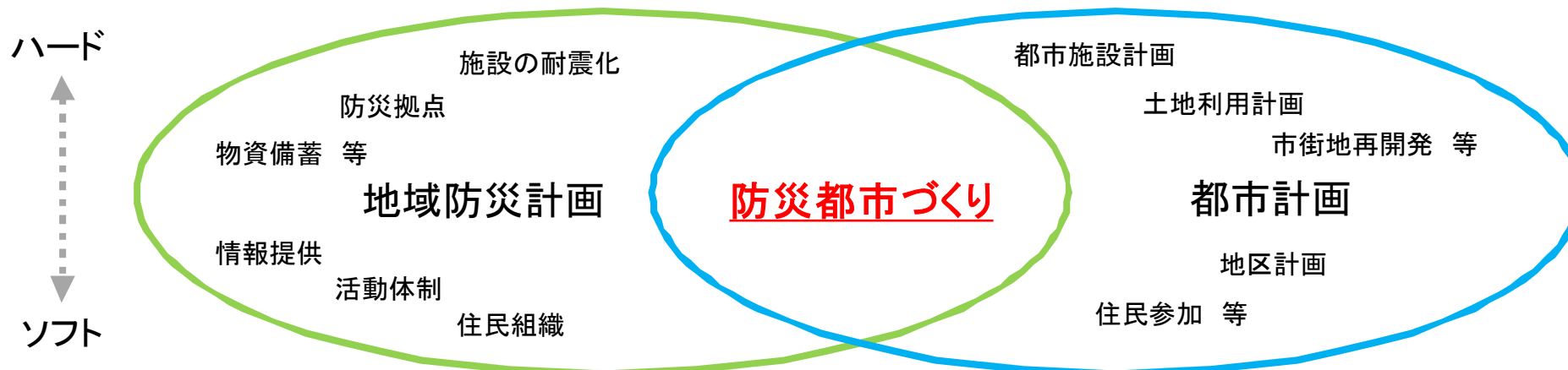
		事象
自然現象	気象変動	豪雨、豪雪、暴風、干天、猛暑、極寒
	地殻変動	地震、火山噴火
	二次変動 ※	洪水、土石流、地盤崩壊、地盤沈下、津波、高潮
人為現象	過失	火事、爆発
	故意	戦争、テロリズム、放火

※二次変動:気象変動や地殻変動によって間接的にもたらされる自然現象を指す。

### ■防災都市づくりに関わるさまざまな主体

主な関係部局	計画策定や施策検討に係る主な役割
都市整備部局	<input type="checkbox"/> 計画策定窓口(担当事務局) <input type="checkbox"/> 市街地整備関連事業や地区レベルのまちづくりに係る検討 <input type="checkbox"/> 既存の市街地整備に係る各事業について防災機能を確保
企画・政策部局	<input type="checkbox"/> 総合計画(基本構想・基本計画)、復興計画との整合・反映
土木部局	<input type="checkbox"/> 既往事業を活用した、施設整備に合わせた防災機能の確保
防災部局	<input type="checkbox"/> 把握、保有する多様な災害リスク情報の編集・提供 <input type="checkbox"/> 防災関連計画検討時における分析結果等の情報提供
医療・福祉部局	<input type="checkbox"/> 施設立地時における医療・福祉施設等の防災性確保に係る指導 <input type="checkbox"/> 地域の災害時要援護者の情報や要援護者施設の立地状況を踏まえた円滑な避難支援体制の確保 <input type="checkbox"/> 福祉のまちづくりや要援護者支援プラン等との整合・反映
教育部局	<input type="checkbox"/> 避難施設に位置付けられた文教施設の防災機能確保 <input type="checkbox"/> 災害時における施設運営等の防災体制の強化
地域振興部局	<input type="checkbox"/> 地域における日常からの自助共助の取り組み推進方策の検討

### ■防災都市づくりの考え方



## 4.(2) 防災都市づくり計画について

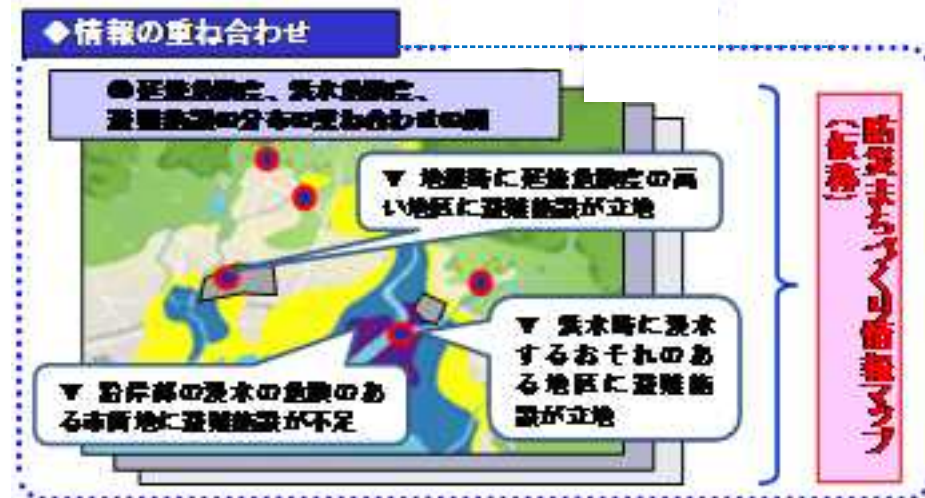
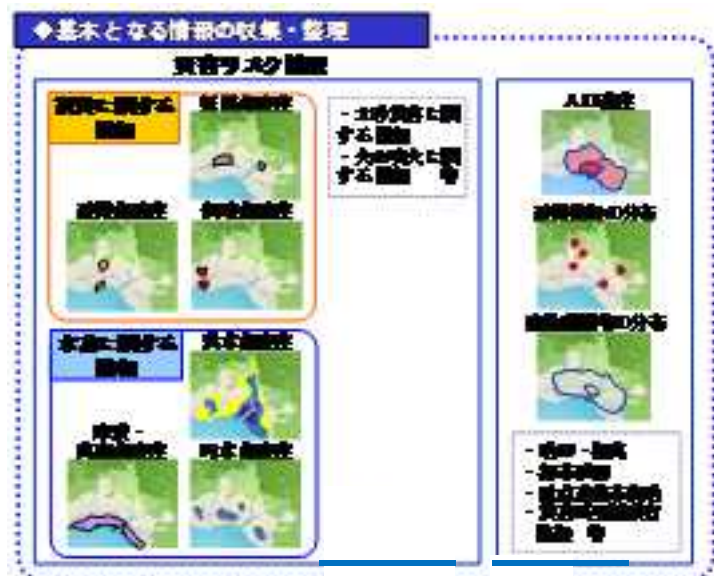
- 防災を考慮した都市づくりを推進するため、「防災都市づくり計画」を策定。
- 防災都市づくり計画においては①様々な災害リスク情報の重ね合わせなどにより整理された防災上の課題②課題に基づき実施すべき施策などを記載。
- 防災都市づくり計画は、地域防災計画に位置づけるとともにその基本方針などを都市計画マスタープランにも反映する。

### ■ 防災都市づくり計画の記載内容

- (1) 都市づくりにおいて考慮する災害リスク
- (2) 災害リスクを考慮した都市の課題
- (3) 防災都市づくりの基本方針
- (4) 防災都市づくりの具体的施策

様々な災害リスクを明確にした上で、災害リスク情報の重ね合わせなどにより、災害リスクが高い地域を抽出し、課題を整理する。

整理した課題に基づき、リスク低減に効果的な施策などを優先的に実施する。



## 4.(3) 防災都市づくり計画の事例(静岡県袋井市)①

### 目的

- ・地域が抱える災害リスクの改善に向けて、防災対策の基本的な方針を定め、防災・減災対策を推進
- ・市民のまちづくりを促し、「防災も都市づくり」という考え方のもと、中長期的に安全度を高める。
- ・都市計画マスタープランで掲げる将来都市構造の形成と、総合計画で掲げる目標の実現を図る

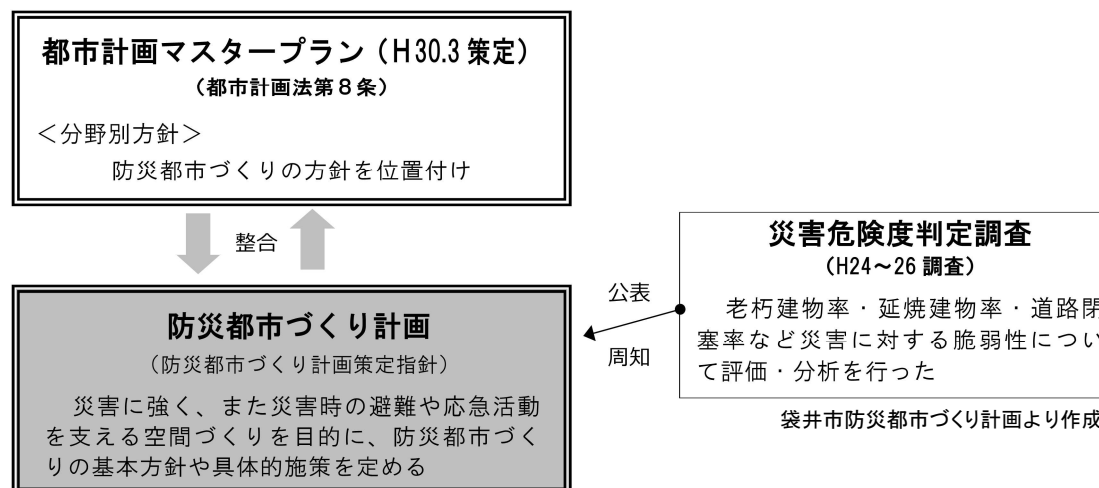
### 視点

事前対策のみではなく、万一 被災した場合を想定し、事前対策と併せ、速やかに復旧し、円滑に復興するための対策を平時から進めておくことが重要であるため、3つの時間軸の視点から基本方針や施策を設定



### 計画の位置づけ

都市計画マスタープランでの都市構造や将来像を踏まえ、災害時のリスクを事前に減らす対策や、円滑な復旧・復興に向けた準備を定める。また、これらの「防災の方針」を、都市計画マスタープランの分野別方針に位置付けている。



## 4.(3) 防災都市づくり計画の事例(静岡県袋井市)②

### 具体施策

視点	基本方針	考えられる施策
事前	方針1 災害リスクが残る市街地をまちづくりの中で総合的に改善する	<b>【危険度改善を優先的・重点的に図る地区から実施】</b> 1)地区防災計画の策定検討 2)総合的に危険度の改善を図る施策 ① 地区計画制度の導入 ② 複数敷地の集約・整序 3)建物倒壊などによる道路閉塞を防ぐ施策 ① 狭隘道路整備事業の推進 ② 建築物の耐震化などの促進 ③ 危険なブロック塀の撤去・改善 ④ 老朽化した道路照明灯やカーブミラ 一等の撤去・更新 ⑤ 無電柱化の促進 4)道路閉塞と延焼火災を防ぐ施策 ① 都市計画道路の整備による延焼遮断 施設の確保 ② 防災空地の創出促進
復旧	方針2 都市基盤上の要所の防災力を高め、災害時の都市機能を確保する	<b>【市街地を対象に実施】</b> 1)広域的なネットワークの確保 2)緊急輸送路における橋梁の耐震化
復興	方針3 被害を受けても円滑に復興するための備えを進める	<b>【市全域を対象に実施】</b> 1)震災復興行動計画の策定 2)復興イメージトレーニングの実施 3)地籍測量の実施推進